主な弁護士費用を掲げます。旧日弁連報酬等基準を参考にしつつ、事案の難易や期間等に応じて、協議の上で決めて参ります。

## 用語の定義

着手金	事件又は法律事務(以下「事件等」)の性質上、委任事務処理の結果に 成功不成功があるものについて、その結果のいかんにかかわらず受任 時に受けるべき委任事務処理の対価をいいます。
報酬金	事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価をいいます。
顧問料	契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価をいいます。
日当	弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によって その事件等のために拘束されること(委任事務処理自体による拘束を 除く。)の対価をいいます。

# 経済的利益一算定可能な場合

1. 金銭債権	債権総額(利息及び遅延損害金を含みます)	
2. 将来の債権	債権総額から中間利息を控除した額	
3. 継続的給付債権	債権総額の 10 分の 7 の額。ただし、期間不定の ものは、7年分の額	
4. 賃料増減額請求事件	増減額分の7年分の額	
5. 所有権	対象たる物の時価相当額	
6. 占有権、地上権、永小作 権、賃借権及び使用借権	対象たる物の時価の 2 分の 1 の額。ただし、その 権利の時価が対象たる物の時価の 2 分の 1 の額を 超えるときは、その権利の時価相当額	
7. 建物についての所有権に 関する事件	建物の時価相当額に、その敷地の時価の 3 分の 1 の額を加算した額。建物についての占有権、賃借権及び使用借権に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額	
8. 地役権	承役地の時価の2分の1の額	
9. 担保権	被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達 しないときは、担保物の時価相当額	

10. 不動産についての所有 権、地上権、永小作権、地 役権、賃借権及び担保権等 の登記手続請求事件	5.、6.、8.及び9.に準じた額
11. 詐害行為取消請求事件	取消請求債権額。ただし、取消される法律行為の
	目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の 目的の価額
12. 共有物分割請求事件	対象となる持分の時価の 3 分の 1 の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いのある部分については、争いの対象となる財産又は持分の額
13. 遺産分割請求事件	対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割の対象となる財産の範囲及び相続分について争いのない部分については、その相続分の時価相当額の3分の1の額
14. 遺留分侵害額請求事件	対象となる遺留分の時価相当額
15. 金銭債権についての民事 執行事件	請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、1.の規定にかかわらず、執行対象物件の時価相当額(担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額)

民事事件・家事事件(訴訟事件、非訟事件、家事審判事件、行政審判等事件及び仲 裁事件)の着手金及び報酬金(いずれも税込)

経済的利益	着手金	報酬金
300 万円以下の場合	8.8%	17.6%
300 万円を超え 3000 万円 以下の場合	5.5%+99,000円	11%+198,000円
3000 万円を超え 3 億円以 下の場合	3.3%+759,000円	6.6%+1,518,000円
3 億円を超える場合	2.2%+4,059,000円	4.4%+8,118,000円

注 ただし、30%の範囲内で増減額することができることとします。

着手金は、11万円(税込)を最低額とします。

調停事件及び示談交渉事件も、上記表に準じます。

#### 契約締結交渉(示談交渉事件を除く)の着手金及び報酬金(いずれも税込)

経済的利益の額	着手金	報酬金
300 万円以下の部分	2.2%	4.4%
300 万円を超え万円以下の部分	1.1%	2.2%
3000 万円を超え 3 億円以下の部分	0.55%	1.1%
3億円を超える部分	0.33%	0.66%

注 ただし、30%の範囲内で増減額することができることとします。着手金は、11万円(税込)を最低額とします。

#### 離婚事件の着手金及び報酬金(いずれも税込)

離婚事件の内容	着手金及び報酬金	
離婚調停事件又は離婚交渉 事件	それぞれ 22 万円以上 55 万円以下	
離婚訴訟事件	それぞれ 33 万円以上 66 万円以下	

注 ただし、30%の範囲内で増減額することができることとします。 着手金は、11万円(税込)を最低額とします。

#### 倒産整理事件(いずれも税込)

事業者の自己破産事件	55 万円以上
非事業者の自己破産事件	22 万円以上
自己破産以外の破産事件	55 万円以上
会社整理事件	110 万円以上
特別清算事件	110 万円以上
会社更生事件	220 万円以上

## 刑事事件の着手金(いずれも税込)

刑事事件の内容	着手金
起訴前及び起訴後(第一審及び上訴審をいう。以下 同じ。)の事案簡明な事件	それぞれ 22 万円以上 55 万円以下
起訴前及び起訴後の前段以外の事件及び再審事件	22 万円以上
再審請求事件	22 万円以上

刑事事件の報酬金(いずれも税込)

刑事事件の内容		結 果	報酬金
	起訴前	不起訴	22 万円以上 55 万円以下
		求略式命令	前段の額を超えない額
事案簡明な事件	起訴後	刑の執行猶予	22 万円以上 55 万円以下
		求刑された刑が軽減され た場合	前段の額を超えない額
	起訴前	不起訴	22 万円以上
		求略式命令	22 万円以上
前段以外の刑事事件	起訴後 (再審 事件を	無罪	55 万円以上
<del>4</del> 11		刑の執行猶予	22 万円以上
		求刑された刑が軽減さ	軽減の程度による相当な額
	含、、、	れた場合	
	<b>む。)</b>	検察官上訴が棄却された 場合	22 万円以上
再審請求事件			22 万円以上

# 裁判外の手数料 (いずれも税込)

項目	分 類		手	数 料
			300 万円以下の場合	11 万円
契約書類及	非定型	基本	300 万円を超え 3000 万	5円以下の場合
びこれに準				1.1%+77,000円
じる書類作			3000 万円を超え 3 億円	]以下の場合
成				0.33%+308,000円
			3億円を超える場合 0.	11%+968,000 円
			300 万円以下の場合	22 万円
	非定型	基本	300 万円を超え 3000 万	7円以下の場合
鬼 <del>二</del> 妻/七子				1.1%+187,000円
遺言書作成			3000 万円を超え 3 億円	]以下の場合
				0.33%+418,000円
			3億円を超える場合	0.11%+1,078,000円
遺言執行	基	本	300 万円以下の場合	33 万円

İ	l	Г	1
		300 万円を超え 3000 万円	日以下の場合
			2.2%+264,000円
		3000 万円を超え 3 億円以	人下の場合
			1.1%+594,000円
		3億円を超える場合	0.55%+2,244,000 円
		1000 万円以下の場合	4.4%
	設立、増減資、合併、分割、組織変更、通常清算	1000 万円を超え 2000 万	円以下の場合
			3.3%+ 11万円
		2000 万円を超え 1 億円以	人下の場合
会社設立等			2.2%+33万円
		1億円を超え2億円以下	の場合
			1.1%+143 万円
		2 億円を超え 20 億円以下	での場合
			0.55%+253 万円
		20 億円を越える場合	0.33%+693 万円